

枚方市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

上下水道経営部 上下水道経営室  
給排水管理課

### (2) 対象事務

平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 29 日まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

[上下水道経営室（総務担当）]

#### ○水道料金制度のあり方について

上下水道局では、水道使用の状況が大きく変化している中、将来を見据えた水道料金制度のあり方について、「枚方市上下水道事業経営審議会」に対して諮問し、平成 30 年 1 月に答申を受けている。

今後、水道事業を取り巻く環境がより厳しくなると予想される状況の中で、一層の企業努力による効率的な経営に取り組みながら、安定的かつ持続的に安全・安心で良質な水を供給できるよう、答申内容を踏まえて、将来を見据えた水道料金制度を構築するよう要望する。

#### ○公印の管理について

枚方市上下水道局公印規程では、公印台帳の作成、整理、保存が規定されているが、一部の公印において公印台帳が作成されておらず、また、公印台帳に公印取扱責任者の記載がないなどの不備も見受けられた。

今後は、公印の重要性を認識し、適正な事務執行に努めるよう要望する。

#### ○退職手当に係る各会計間の負担について

地方公営企業会計基準の見直しにより、上下水道局では、平成 25 年度から新しい会

計基準を適用している。

同基準では、退職給付引当金は当該地方公営企業において負担すべきものに限るとされており、職員ごとの在籍期間の年数按分等で計上することを原則としているが、現在の上下水道局の算定方法は、年度末退職者及び下水道事業会計雨水担当者以外の職員が、当該年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を計上しており、他部局での在籍期間も含んでいる。

退職手当に係る各会計間の負担について、他部局と協議し、協定書や覚書の締結を行うなど事務手続を進めるよう要望する。

#### ○行政財産目的外使用に係る事務について

行政財産目的外使用料の算定において、減免となる場合の端数処理の方法が規定されていないため、統一的な計算方法での事務処理が行われていなかった。

今後は、端数処理の方法を明確にするなど、適正な事務執行に努めるよう要望する。

#### [上下水道経営室（経営財務担当）]

#### ○上下水道事業に係る一般会計繰入金について

上下水道事業に係る一般会計繰入金は、基準内繰入金（総務省の示す一般会計等が負担すべき経費）と基準外繰入金（一般会計等が任意に負担することができる経費）がある。

本市では、公共用水域の水質保全を図るため、汚水と雨水を別々で処理する分流式下水道を採用しているが、基準内繰入金の一項目である「分流式下水道等に要する経費」分は措置されておらず、他の項目に対して、資金的な側面からの基準外繰入金を受けている状況である。

今後は、総務省の基準に沿った見直しを行うとともに、税を財源とする繰入金で負担する経費と使用料等で賄うべき経費を明確にし、適正な公費負担のあり方について検討するよう要望する。

#### [上下水道経営室（営業料金担当）]

#### ○水道料金等の収納事務及び下水道事業受益者負担金に係る事務処理について

下水道使用料について、使用していない世帯から誤って徴収し、還付している事例が見受けられた。

また、下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という。）の過誤納金等に係る支払事務について、不適切な処理があった。

今後、下水道使用料の徴収や負担金に係る事務処理に当たっては、チェック機能を強化し、適正な事務の執行に努めるよう要望する。

#### [給排水管理課]

#### ○用地の貸借と休止施設用地等の管理について

行政財産の使用料について、算定方法や減免基準の適用を誤っていた事例が見受けられた。

今後、使用料の算定に当たってはチェック体制の確立に取り組むなど、適正な事務の執行に努めるよう要望する。

用地の借入価額について、水道と下水道では算定方法が異なっていたことから、統一的な価額算定の検討を行うよう要望する。

また、休止施設用地等については有効活用を図るとともに、適切な管理に努めるよう要望する。

#### ○水洗化促進の取組と物品購入事務について

本市では、公共下水道供用開始から3年以内の公共下水道への接続に向けて、水洗便所等改造資金助成制度をPRしながら、水洗化促進に取り組んでいるが、3年を経過した下水道整備済区域内の未接続家屋が4,000戸以上もある状況である。

今後も実態調査及び指導・勧告を行うなど、更なる水洗化の促進を図るよう要望する。

また、物品購入の契約手続において、見積合わせの結果、見積額が同額であったにもかかわらず、再見積りを行わず、契約業者を決定していたなど事務処理に不備が見受けられたので、適切な事務処理を行うよう要望する。